平成22年度後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります

4月から、平成22年度の後期高齢者医療保険料の仮徴収が始まります。年6回の特別徴収（年金からの納付）の期間のうち、4月・6月・8月の3回分の徴収額については、仮徴収の金額となります。

本来、保険料は前年度の所得で計算します。しかし、年間の保険料額は、その年度の所得額などが確定する7月まで決まりません。保険料額が決まってから特別徴収を開始すると、10月・12月・2月の3回のみで保険料を徴収することになるため、1回あたりの徴収額が高くなってしまいます。

そこで、4月・6月・8月に暫定金額として、2月に徴収した金額と同額を徴収することで、1回あたりの徴収額の軽減を図っています。

平成22年度の確定保険料額は、7月に通知しますので、ご理解をお願いします。

●特別徴収となる方

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、別表の①、②のいずれかに該当している方のみ、4月から特別徴収（年金からの納付）になります。

●普通徴収となる方

次の条件に該当する方は、普通徴収（納付書または口座振替による納付）になります。特別徴収（年金からの納付）にはなりません。

・年間の年金額が18万円未満の方

・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の半分以上となる方

・平成22年2月5日までに特別徴収から口座振替へ納付方法の変更手続きをされた方など

問住民課国保年金班
☎(70)0334
千葉県後期高齢者医療広域連合
☎043(308)6768

（別表）

対象となる方	仮徴収の金額	通知書の送付月
①すでに後期高齢者医療保険料を年金からの特別徴収で納付されている方	平成22年2月の徴収金額と同額	4月初旬に送付
②平成21年6月2日から10月1日までに本町で後期高齢者医療制度に加入された方	平成21年度保険料額（平成21年度に1年間加入した場合の保険料額）の6分の1の金額	

後期高齢者医療保険料の納期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	○		○		○		●		●		●	
普通徴収				■	■	■	■	■	■	■	■	

（凡例）○：仮徴収　●：本徴収　■：納付書または口座振替

国民健康保険被保険者への人間ドックの助成制度

町の国民健康保険に加入している満30歳以上の方が、町と委託契約をした医療機関で人間ドックを受けるときは、検査費用の7割相当額（4万円を限度）を助成します。

▼条件

・町の国民健康保険に加入している方

・30歳以上75歳未満の方

・納期限までの国保税を全て納めている方

・前回人間ドックを受けてから1年以上経過している方

※人間ドックを受診する場合は、検査項目が重複しますので、特定健診を受診しなくてもかまいません

▼助成の手続き

医療機関に予約をした後、予約日の分かるものと印鑑・保険証を持参し、受診日の10日前までに、住民課で申請してください。承認証をお渡ししますので、予約した医療機関へ提出してください。

▼町と契約している医療機関

国保大網病院、さんむ医療センター（旧国保成東病院）、両総病院、亀田総合病院、亀田総合病院附属幕張クリニック、千葉社会保険病院　塩田病院、斉藤労災病院、八街総合病院、浅井病院、国保旭中央病院、公立長生病院

※検査内容は病院によって異なりますので、予約をする際に確認ください

申・問住民課国保年金班
☎(70)0334

町外へ転出する学生にも本町の保険証を交付できます

修学のため、町外に転出する場合でも、届出により引き続き本町の国民健康保険証の交付を受けることができます。

なお、この制度を利用している方が、卒業・中退、本町に転入した場合にも、届出が必要となります。

※経済的に独立した生活をしている方は適用外です

▶届出に必要なもの＝在学証明書、世帯主の印鑑、国民健康保険証

申・問住民課国保年金班
☎（70）0334

自立支援医療（精神通院）を受給している方へ

自立支援医療（精神通院）の再認定に必要となる診断書の提出が2年に1度になりました。

4月1日以降の支給認定分の申請で、次の要件に全て該当する場合が対象になります。

▼支給認定要件

①前年度（前回）の申請で医師の意見書を添付している

②病状の変化・治療方針に変更がない（主治医に確認ください）

③現在お持ちの受給者証の有効期間内の申請である

▼申請に必要なもの＝申請書類、現在お持ちの受給者証

▼注意

・再認定手続きは従来どおり毎年必要です

・更新の申請は、有効期間の終了日のおおむね3カ月前から行うことができます

申・問社会福祉児童課社会福祉班　☎(70)0330
FAX(72)8322

地域包括支援センターだより ㉝

～出前講座を開催～

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の方々を、さまざまな面から総合的に支えるための機関です。

地域包括支援センターでは、高齢者や介護、認知症などに関する出前講座を地域の皆さんや団体からのご要望に応じ、無料で開催しています。

内容や講師など、お気軽に問い合わせください。なお、日程等の調整のため、2週間前までにご相談ください。

＜講座例＞

◎認知症サポーター養成講座

認知症の方を地域で支えるための知識等を身に付ける講座です。

認知症とは何か、認知症予防の考え方、認知症の方への接し方等についてお話しします。

◎消費者問題出前講座

悪質商法等に関する消費者トラブルを防止するために、悪質商法の手口とトラブルの対処法、クーリング・オフの方法等についてお話しします。

◎介護予防教室

家でもできる簡単な体操や音楽に合わせた体操、健口体操（口の運動）の紹介や、健康に関するお話などをします。

※そのほかにも、高齢者福祉制度、食生活と栄養、歯と口の健康等についてなどの内容にも応じます

◎高齢者の相談窓口として各種相談を受け付けます

問地域包括支援センター
☎（70）0439
FAX（70）1093
在宅介護支援センターおおあみ緑の里
☎（73）5146
在宅介護支援センター杜の街
☎（70）1666

ねんきんナビ

学生納付特例制度のご案内

学生の方で、所得がない場合や少ないことにより保険料を納めることが困難なときは、学生納付特例制度を利用ください。

申請の後、日本年金機構で承認を受けると、承認された期間の保険料の納付が猶予されます。承認された期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めることができます。

ただし、申請手続きは毎年必要となりますので、忘れずに行いましょう。

○申請できる方は

20歳以上の学生の方で学生本人の前年所得が118万円以下の方（前年所得の審査があります）。ただし前年または今年に会社等を退職して学生となった方は、所得が118万円を超えていても退職を考慮した審査が受けられます（離職票等の添付が必要です）。

○対象となる学生は

大学（大学院）・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校の学生

○学生納付特例の承認期間は

4月（または20歳誕生月）から3月末までとなります。

○はがき形式での申請書が届いた方は

昨年度（平成21年度）学生納付特例が承認され、日本年金機構からはがき形式の学生納付特例申請書が郵送された方は、必要事項を記入し、返送することにより申請ができます。

○はがき形式での申請書が届かない方は

学生証（コピー可）または在学証明書、年金手帳、印鑑（本人署名の場合は不要）を持参の上、年金事務所または住民課窓口で申請する必要があります。

※はがき形式の対象者は、昨年度の学生納付特例申請が平成22年2月初めまでに日本年金機構に到着された方となります

申・問千葉年金事務所　☎043（242）6320
住民課国保年金班　☎（70）0334